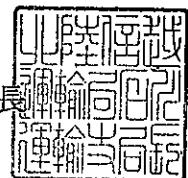




石運輸第63号の2  
石運整第31号の2  
平成25年4月25日

石川県内貨物自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における  
5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する  
取扱いについて

今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）の一部を改正する省令（平成25年3月29日国土交通省令第14号。以下「改正輸送安全規則」という。）が別添1のとおり公布されたことに伴い、平成25年5月1日以降、原則として、営業所における配置車両数にかかわらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任義務が課せられました。

については、今後の本措置に係る取扱いについては、下記のとおりとなりましたので通知します。

#### 記

##### 1. 運行管理者の選任義務が課せられない営業所の北陸信越運輸局長による公示について

改正輸送安全規則第18条第1項ただし書において、「5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が、当該事業用自動車の種類、地理的要件その他の事情を勘案して、当該事業用自動車の運行の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。」と規定され、例外的に運行管理者の選任義務が課せられない営業所を別途指定することとなり、平成25年4月17日付け公示第5号において、運行管理者の選任義務が課せられない営業所を次のとおりとしました。

- (1) 専ら靈きゅう自動車の運行を管理する営業所
- (2) 専ら一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第2条第2項の一般廃棄物をいう。）の収集運搬のために使用される自動車の運行を管理する営業所
- (3) 一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。（佐渡島を除く。））の地域に存する営業所
- (4) 専ら貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。平成2年12月1日施行）附則第8条の規定に基づき、同法第59条第1項の規定により、急便輸送（「他人の委託を受けて物品の購入又は金銭債権の取り立て等を行うことにより、報酬を受領することを業として行ういわゆる急便業者が、自動車を使用して当該委託に係る物品を運送する場合」をいう。）に係る貨物に限る旨の条件等を付けられた一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされたいわゆる急便業者の行う輸送に係る自動車の運行を管理する営業所

## 2. 改正輸送安全規則の経過措置について

改正輸送安全規則の経過措置（以下「経過措置」という。）において、公布の際に5両未満の事業用自動車を管理する営業所にあっては、同令の規定にかかわらず、平成26年4月30日まではなお従前の例によるものとされています。

## 3. 公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所について

### (1) 5両未満営業所に対する運行管理者の選任に係る手続等について

① 5両未満営業所については、経過措置の終了時までに運行管理者を選任する必要がありますが、運行管理者試験を受験する場合には、その受験資格として、基礎講習を修了しているか又は運行の管理に関する実務経験一年以上を有していることが必要となります。運行管理者の選任届出がなされていない5両未満営業所においては、運行管理者試験の受験申請時期を捉え、運行管理者試験の受験案内を公益財団法人運行管理者試験センターに問い合わせていただくことが必要となります。

また、経過措置の期限が平成26年4月30日までとされていることから、できる限り平成25年度上期の試験を受験していただくよう申し込みますとともに、平成25年度下期の運行管理者試験（平成26年3月実施予定）を受験しようとする者に対しては、合格発表（平成26年

4月初旬予定)から1か月以内に経過措置の期限が到来するため、輸送安全規則第25条第3項に基づき3か月以内とされている交付申請の期限にかかわらず、合格発表後速やかに交付申請手続きを行っていただきますことが必要となります。

② 経過措置期間が終了後、運行管理者が未選任となっている5両未満営業所への対応方針等について

経過措置期間終了(平成26年5月1日)以降は、運行管理者の選任届出がなされていない5両未満営業所については、監査等を実施の上、厳正に対処することとなります。

4. 公布から施行までの間に5両未満の営業所となる場合の対応について

(1) 改正輸送安全規則の公布から施行までの間に5両未満の営業所となる場合であっても、運行管理者を解任することは妨げられてはいません。

しかしながら、5両未満となる営業所になっても施行日以降は運行管理者の選任義務が課されることから、運行管理者の解任届出を提出しようとする事業者は、この手続きについて慎重さが求められます。

この措置は、施行日以後には確実に運行管理者が選任されているよう、指導することを趣旨としています。

(2) 上記(1)のとおり運行管理者の解任に関する指導を行ったにもかかわらず、運行管理者を解任することにより、改正輸送安全規則の施行以降、運行管理者が不在となった事業者については、監査等を実施の上、厳正に対処することとなります。

(別添一)

○国土交通省令第十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十八条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「（以下「運行車」という。）」を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を

管理する営業所であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の公布の際現に一般貨物自動車運送事業者等の営業所であつて、五両未満の事業用自動車（通行車（この省令による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第三号に規定する通行車をいう。）及び被けん引自動車を除く。）の運行を管理するものについては、平成二十六年四月三十日までの間は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。